

昭和三十八年自治省令第二十七号

日本消防検定協会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の三十七第二項の規定に基づき、日本消防検定協会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令を次のように定める。

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号。以下「法」という。）第二十一条の三十七第二項に規定する業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 法第二十一条の二第一項の検定対象機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）の試験に関する事。

二 検定対象機械器具等の型式適合検定に関する事。

三 法第十七条の二第一項に規定する性能評価に関する事。

四 検定対象機械器具等の技術的な事項に関する意見具申に関する事。

五 法第二十一条の二第一項の消防の用に供する機械器具等（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）に関する研究、調査及び試験に関する事。

六 依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価に関する事。

七 その他業務に関し必要な事項

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六十二年一月二十九日自治省令第二十七号） 抄

この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、昭和六十一年十二月一日から施行する。

一 第一条中日本消防検定協会の業務方法書に記載すべき事項を定める省令第一号及び第二号の改正規定

附 則 （平成一十六年四月二二日総務省令第八十五号）

この省令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二十四年一〇月一九日総務省令第九一号） 抄

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。